地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

平成２６年４月１日より消費税率が５％から８％へ引き上げられ、地方消費税率についても１００分の２５（消費税５％のうち１％）から６３分の１７（消費税８％のうち１．７８％）に引き上げられました。また、令和元年１０月１日より消費税率が１０％へ引き上げられ、地方消費税率についても７８分の２２（消費税１０％のうち２．２％（標準税率）１．７６％（軽減税率））へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入　（単位：千円）

予算科目			内容	決算額
７款 地方消費税交付金	１項 地方消費税交付金	１目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	537,499
計				537,499

歳出　（単位：千円）

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
３款 民生費	１項 社会福祉費	１目 社会福祉総務費	234,604	118,937		115,667	115,667
		３目 障害者福祉費	176,991	35,451	20,078	121,462	121,462
		４目 老人福祉費	1,105,111	126,517	23,241	955,353	955,353
		６目 障害者自立支援費	775,473	596,852		178,621	178,621
	２項 児童福祉費	２目 児童手当費	880,775	809,014		71,761	71,761
		３目 母子福祉費	290,693	51,520	14,525	224,648	224,648
		５目 保育所費	58,761	56,517		2,244	2,244
		７目 児童発達支援費	287,111	220,005		67,106	67,106
４款 衛生費	１項 保健衛生費	１目 保健衛生総務費	140	70		70	70
		２目 予防費	9,692			9,692	9,692
計			3,819,351	2,014,883	57,844	1,746,624	1,746,624

※　歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費